

インド知的財産ニュースレター

第 2021-1 号
2021 年 2 月 12 日

インド特許法 146 条、特許規則 131 に基づいて提出
する「国内実施報告書」の様式(FORM 27)の、特許規
則改正 2020 年前と後の比較

発行者

株式会社サンガムIP

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-17-17

アイオス永田町 415

www.sangamip.jp

免責事項

本ニュースレターは、インドの知的財産に関する情報を届けることを目的としており、個別の法律問題について回答やアドバイスするものではありません。仮に本ニュースレターに記載されている内容そのものまたはその誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても筆者または筆者が属する会社や事務者は一切責任を負いません。

インド特許法 146 条、特許規則 131 に基づいて提出する 「国内実施報告書」の様式(FORM 27)の、特許規則改正 2020 年前と後の比較

バパット・ヴィニット¹

インド特許庁は 2020 年 10 月 19 日付で特許規則 2020 年改正を特許庁のウェブページ²で公表しました。特許規則 2020 年改正は、同日付から適用されます。本特許規則改正は、2019 年 5 月 31 日付で公表された特許規則改正案(2019)に基づくものです。以下に、本特許規則改正前、改正案、改正後の国内実施報告書 (FORM 27) の内容について比較します。

¹ 株式会社サンガム IP、東京・日本、インド国登録特許弁理士

²

http://ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/patents_amendment_rules_2020.pdf

	規則改正前 FORM 27	FORM 27 改正案 ³	規則改正後 FORM 27 ⁴
1	特許ごとに個別の報告書の提出が必要であった。(段落 1)	引き続き、特許ごとに個別の報告書の提出を必須とした。(項目 1) ただし、特定の特許から得られる価値を、関連する特許から得られる価値とは別々に導き出すことができず、かつ、これらの特許が全て同一の者に付与されている場合には、その関連する特許の詳細を提供する。	関連する特許に関しては 1 つの報告書にまとめて提出することができる。 ただし、特定の特許から得られる概算収益/価値を、関連する特許から得られる概算収益/価値とは別々に導き出すことができず、かつ、そのような特許が全て同一の者に付与されている場合に限る。(項目 1)
2	報告対象の期間は暦年であった。(段落 2) [規則 131(2)では各暦年について年末日から 3 か月以内の提出が必要であった。]	引き続き、報告対象の期間は暦年とした。(項目 2) [規則 131(2)では各暦年について年末日から 3 か月以内の提出が必要であった。]	報告対象の期間を会計年度(4月1日～3月31日)に変更する。(項目 2) [①規則 131(2)では、各会計年度の満了後(3月31日)、6か月以内(9月30日まで)に提出とする。 ②特許が付与された会計年度の該特許にかかる報告は不要。 ③2020年1月～2020年3月の報告書の提出の有無については不明]

³ 2019年特許(改正)規則により提案

⁴ 2020年特許(改正)規則により通知

3	実施に関して「可能な限り詳細を記載すること」が必要であった。(段落 3)	必要な詳細をすべて記載する。(項目 3、4、5)	必要な詳細をすべて記載する。(項目 3、4、5)
4	特許がインド国内で実施されていない場合、不実施の理由および実施に向けた工程について記載する。(段落 3 内の(i)(a))	不実施の理由を 500 語以内で記載する。(項目 5)	不実施の理由および実施に向けた工程について 500 語以内で記載する。(項目 5)
5	特許がインド国内で実施されている場合、生産・輸入された特許製品の量および概算収益/価値を(正確)に記載する。(段落 3 内の(i)(b))	生産・輸入された特許製品に関して、インドで発生した収益/価値の「概算」を記載する。(項目 4(a)、(b)) また、上記に関する「説明」を記載する。(項目 4(c)) 特許製品の量については記載不要。	生産・輸入された特許発明に関して、インドで発生した収益/価値の「概算」を記載する。(項目 4(a)) また、上記に関する「説明」(500 語以内)を記載する。(項目 4(b)) 特許製品の量については記載不要。
6	特許製品を他国からインドに輸入している場合、国ごとの情報を記載する。(段落 3 内の(i)(b)(ii))	このような記載は不要。(項目 4(a)(2))	このような記載は不要。(項目 4(a)(2))
7	特許に関して付与されたライセンスおよびサブライセンスの詳細を記載する。(段落 3 内の(ii))	このような記載は不要。(項目 4)	このような記載は不要。(項目 4)
8	特許製品が適正価格で公衆の需要を一部/十分/最大限満たしているか否かについて記載する。(段落 3 内の(iii))	このような記載は不要。(項目 4)	このような記載は不要。(項目 4)

9	<p>FORM 27 提出者の署名が必要であった。 (段落 4)</p>	<p>特許権者または実施権者が署名する。 (項目 4)</p>	<p>特許権者、実施権者または代理人が署名する。(項目 6)</p>
10	<p>1970 年特許法第 146 条および 2003 年特許規則 131(1)で義務付けられている「各特許権者および各実施権者（排他的か否かを問わず）は、本様式を提出しなければならない」との文言が記載されていなかった。共同権利者が「まとめて」1 つの報告書を提出できるか、実施権者は「個別に」提出しなければならないか、が明確ではなかった。</p>	<p>この文言が追加された。</p> <p>共同権利者は「まとめて」1 つの FORM 27 を提出できること、実施権者は「個別に」提出しなければならないことが明記された。(項目 6 下の備考)</p>	<p>この文言が追加された。</p> <p>共同権利者は「まとめて」1 つの FORM 27 を提出できること、実施権者は「個別に」提出しなければならないことが明記された。(項目 6 下の備考)</p>